

## 秋田市雄和観光花き栽培園指定管理者募集要項

秋田市雄和観光花き栽培園の管理を指定管理者に行わせるため、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第2条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

### 1 秋田市雄和観光花き栽培園の概要

- (1) 所在地 秋田市雄和妙法字糠塚1番地1
- (2) 設置目的 特色ある花きを栽培し、観賞の用に供することにより、本市の観光の振興に資するため。

### (3) 規模等

- ア 敷地面積 13,400㎡
- イ 栽培面積 7,720㎡
- ウ 開設年月 昭和62年3月14日
- エ 付帯施設等

名称	概要・数量等
案内所	木造平屋建て 9.92㎡
球根小屋	木造平屋建て 13.20㎡
管理棟兼器具庫	木造平屋建て 100.00㎡
収穫物管理作業所	木造平屋建て 115.93㎡
防風ネット	高さ5m 幅36.2m

### (4) 施設利用者数の実績（過去3年間）

- 平成29年度 11,722人
- 平成30年度 15,193人
- 令和元年度 11,608人

### 2 指定管理者の管理業務（本業務）

- (1) 入園の許可および制限等に関する業務
- (2) 施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が管理運営上必要と認める業務

※詳細は「秋田市雄和観光花き栽培園の管理業務仕様書」による

### 3 指定管理期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

ただし、市が指定管理者による施設の管理が適当でないと認めるときは、上記期間の途中においても指定を取り消すことがあります。

### 4 管理に要する経費

秋田市雄和観光花き栽培園の管理運営に必要な経費は、利用料金収入および自主事業収入により賄うこととします（市の指定管理料なし）。

## 5 申請に必要な資格等

### (1) 有資格条件

- ア 本市内に事業所（本社、支店）を有すること。
- イ 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

### (2) 欠格事項

本件に申請する団体は、次の全ての事項に該当しないこと。

- ア 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第2項の規定に該当する法人等
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人等で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する法人等で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する法人等を含む。）
- ウ 申請の日において本市の指名停止措置を受けている法人等
- エ 申請の日において破産手續、再生手續又は更正手續が開始されている法人等
- オ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する法人等
- カ 市税に滞納がある法人等

## 6 申請の手續

### (1) 提出書類

本件に申請する団体は、「指定管理者指定申請書」（様式1）および「秋田市雄和観光花き栽培園指定管理者申請書類一覧」（別紙1）に掲げる書類を提出してください。

### (2) 提出場所 〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市観光文化スポーツ部観光振興課施設担当

電話 018-888-5606

FAX 018-888-5603

### (3) 受付期間 令和2年10月1日（木）から同年10月27日（火）まで

（土曜日・日曜日および祝日を除く）

### (4) 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

### (5) 提出方法 郵送又は持参とします。なお、郵送による場合は、締切日必着のこと。

※ 提出期限後における申請書類の変更および追加は認めません。

### (6) 提出部数

正本1部、副本9部を提出してください。（副本は複写可）

※ 市が必要と認める場合は、申請書類の内容について、説明や追加資料の提出を求めることがあります。

### (7) 募集要項の交付

募集要項や申請書類の様式は、秋田市のホームページからダウンロードしてください。ダウンロードできない場合は、上記（2）の窓口で直接交付します。

なお、窓口での交付期間および時間は下記のとおりとします。

ア 交付期間 令和2年10月1日（木）から同年10月27日（火）まで  
（土曜日・日曜日および祝日を除く）

イ 交付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

※ 郵送で募集要項や申請書類の交付を求める場合は、400円切手を貼った返信用の封筒を同封してください。

#### (8) 現地説明会（予定）

ア 日 時 令和2年10月13日（火） 午後2時から

イ 会 場 秋田市雄和観光花き栽培園（秋田市雄和妙法字糠塚1番地1）

ウ 申込方法 現地説明会への参加を希望する団体は、「現地説明会参加申込書」（様式5）に必要事項を記入のうえ、秋田市観光文化スポーツ部観光振興課施設担当まで提出してください。なお申込締切は、令和2年10月8日（木）午後5時までです。

#### (9) 質問事項の受付

ア 受付期間 令和2年10月14日（水）から同年10月20日（火）まで

イ 受付方法 質問票（様式6）に記入のうえ、提出してください。

FAXおよび電子メールでの提出も可とします。なお、FAXで提出する場合は、事前に秋田市観光文化スポーツ部観光振興課に連絡した後、送信してください。

ウ 回答方法 令和2年10月23日（金）に回答（予定）するほか、質問者の法人名等を伏せて、秋田市観光文化スポーツ部観光振興課ホームページに掲載します。

#### (10) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属するものとします。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。また、提出された書類については、秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）の規定に基づき非公開とすべき部分を除き、公開されることがあります。

なお、提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

#### (11) 費用の負担

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

#### (12) その他留意事項

ア 申請にあたっては、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）および同施行規則（平成17年秋田市規則第43号）を了承のうえ申請してください。

イ 申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

### 7 選定の方法、基準および時期

#### (1) 秋田市観光文化スポーツ部指定管理者選定委員会による選定

秋田市観光文化スポーツ部指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）

において、申請者から事業計画等の説明を受け、「指定管理者選定評価基準」に則り最も適当と認める団体を審査したうえで、指定管理者の候補者および次点候補者を選定します。

(2) 指定管理者選定評価基準

指定管理者選定評価基準は、秋田市雄和観光花き栽培園の管理運営業務に関する事業計画書（様式3）（以下、「事業計画書」という）の各項目に沿った基準です。

(3) 審査の方法

選定委員会においては、申請者による事業計画書を中心としたプレゼンテーションを審査した後、委員による質疑を行い、総合的に評価し指定管理者の候補者および次点候補者を決定します。

(4) 選定期間および結果の通知

申請者によるプレゼンテーションおよび選定は令和2年11月4日（水）に行います。

（後日、書面により開催場所、時間、プレゼンテーション予定時間を通知します）  
選定結果についても後日書面により通知します。

(5) 選定結果の公表

秋田市のホームページに選定結果を掲載し公表します。

## 8 公募から管理運営までのスケジュール

令和2年10月 1日（木）～	公募期間：10月27日（火）まで
10月 8日（木）	現地説明会申込期限
10月13日（火）	現地説明会予定
10月14日（水）～	質問事項の受付開始
10月20日（火）	質問事項の受付期限
10月23日（金）	質問事項の回答予定
10月27日（火）	公募期限
11月 4日（水）	選定委員会（候補者の選定）
12月下旬（11月議会）	指定管理者指定の議決
令和3年 2月	基本協定の締結
3月	年度別協定書の締結
4月 1日	指定管理業務の開始

## 9 協定の締結

選定委員会において選定された候補者が、秋田市議会の議決を経て指定管理者に指定された後、市と管理運営等に関する細部についての協議を行い、指定期間の基本的な事項を定めた「基本協定」および年度毎の事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」を締結するものとします。

(1) 基本協定の内容

- ア 管理業務に関する基本的な事項
- イ 利用料金に関する事項

- ウ 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- エ 事業報告・業務報告に関する事項
- オ モニタリング（事業評価）に関する事項
- カ 指定の取消しおよび管理業務の停止に関する事項
- キ 責任分担に関する事項
- ク その他

(2) 年度別協定の内容

- ア 当該年度の業務内容に関すること
- イ その他

10 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定にあたっては、必要に応じて、申請者に対して申請書類の内容等についてヒアリングを実施する場合があります。
- (2) 秋田市雄和観光花き栽培園の利用料金は、条例で定める利用料金を上限額として指定管理者が定め、自己の収入として収受するものとします。
- (3) 指定管理者指定申請書を提出した後、申請を取り下げの場合は、辞退届（様式7）を提出してください。

11 問合せ先

秋田市観光文化スポーツ部 観光振興課 施設担当  
電 話 018-888-5606  
FAX 018-888-5603  
メール ro-incm@city.akita.lg.jp

12 参考資料

- (1) 秋田市雄和観光花き栽培園の管理業務仕様書（別紙2）
- (2) 法令抜粋資料
  - ア 秋田市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）および同施行規則（平成17年秋田市規則第43号）
  - イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2
  - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項
  - エ 秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）
  - オ 秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号）
  - カ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条
  - キ 秋田市雄和観光花き栽培園条例（平成16年秋田市条例第93号）および同施行規則（平成17年秋田市規則第50号）

13 申請書等様式

- ・ 指定管理者指定申請書 (様式1)
- ・ 誓約書 (様式2)

- ・ 秋田市雄和観光花き栽培園の管理運営業務に関する事業計画書 (様式 3)
- ・ 秋田市雄和観光花き栽培園の管理運営業務に関する収支予算書 (様式 4)
- ・ 現地説明会参加申込書 (様式 5)
- ・ 質問票 (様式 6)
- ・ 辞退届 (様式 7)

#### 14 別紙資料

- ・ 秋田市雄和観光花き栽培園指定管理者申請書類一覧 (別紙 1)
- ・ 秋田市雄和観光花き栽培園の管理業務仕様書 (別紙 2)
- ・ 秋田市雄和観光花き栽培園指定管理者選定評価基準採点表 (別紙 3)
- ・ 秋田市雄和観光花き栽培園の管理運営業務に関する事業計画書  
および収支予算書作成要領 (別紙 4)